

浜松市介護予防・日常生活支援総合事業
訪問型サービス事業者説明会資料

平成 28 年 12 月 15 日 (木)
平成 28 年 12 月 16 日 (金)

浜松市健康福祉部 介護保険課
高齢者福祉課

目 次

介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）の概要

1. 新総合事業の目的
2. 新総合事業の概要

浜松市の新総合事業

1. 浜松市の新総合事業の訪問型サービス
2. 浜松市の新総合事業の通所型サービス
3. 浜松市の介護予防ケアマネジメント

生活管理指導員派遣事業について

1. 緩和した基準による訪問型サービスの事業者指定の申請について
2. 新総合事業等利用の意向確認について

指定基準及び報酬基準について

1. 現行相当及び緩和した基準による訪問型サービスの指定基準（案）
2. 訪問サービス従業者の研修について（緩和した基準）（案）
3. 現行相当及び緩和した基準によるサービスの報酬（案）

事業者指定手続きについて

1. 訪問型（通所型）サービスの事業者指定について
2. 現行相当の訪問型サービスのみなし指定を受けていない事業所について
3. 住所地特例対象者及び他市町村の被保険者へのサービス提供について
4. 指定申請書類チェックリスト（案）
5. 事業者指定スケジュール

その他

1. 定款の変更について
2. 運営規程、契約書、重要事項説明書について
3. 説明会スケジュール

参考 浜松市の新総合事業の構成図

介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）の概要

1 新総合事業の目的

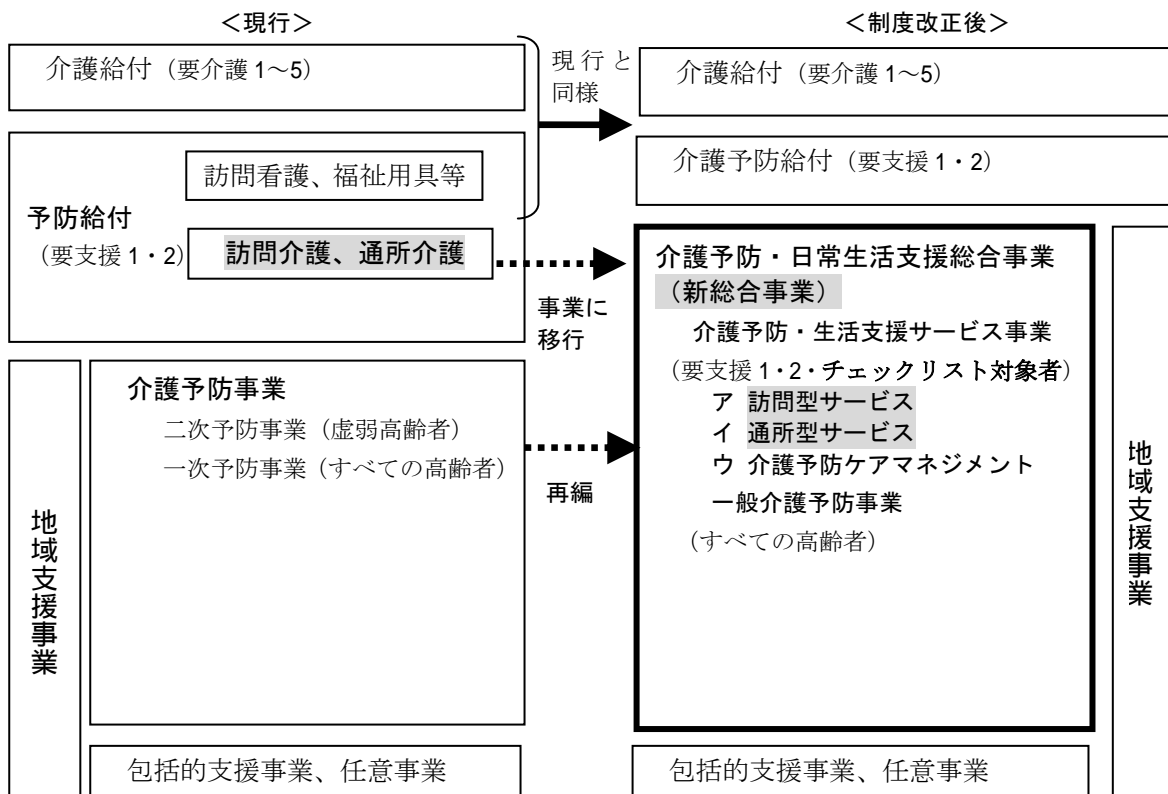
介護保険法改正により、地域包括ケアシステムの推進（介護サービスの見直し）、持続可能な介護保険制度の構築（費用負担の見直し）を目的とし、新総合事業が創設されました。

新総合事業は、地域の実情に応じて多様な主体が参画し、要支援者等に対する効果的・効率的な支援を行い、介護予防・重度化予防を目指すものです。

2 新総合事業の概要

(1) 事業構成

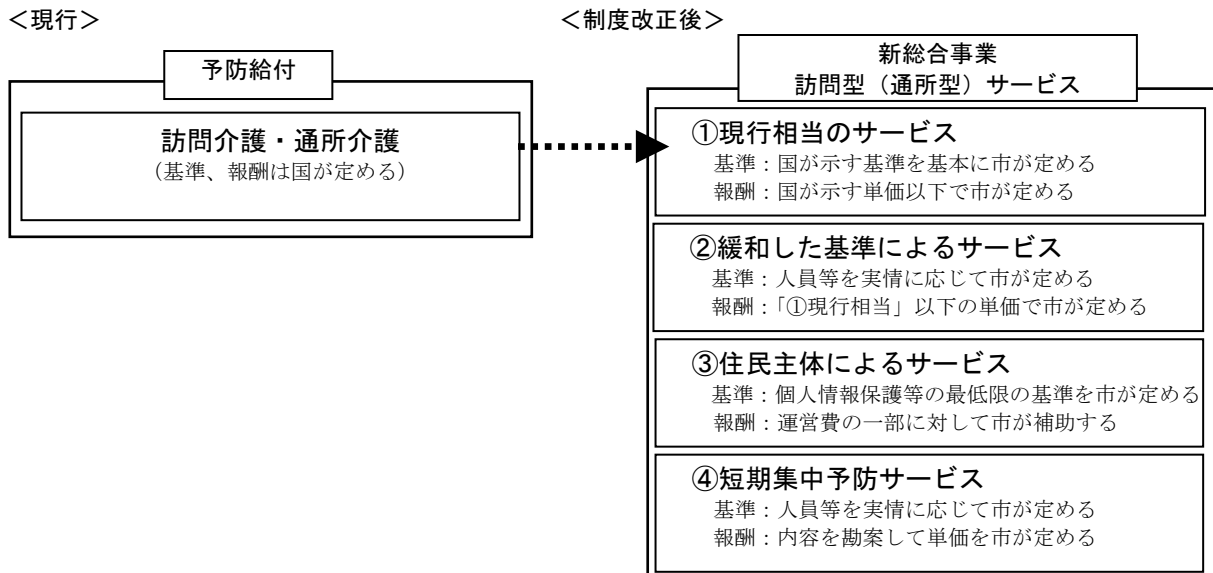
- (ア) 要介護者（要介護1～5）を対象とした「介護給付」のサービス及び要支援者（要支援1・2）を対象とした「予防給付」の訪問介護・通所介護を除くサービスは現行と変わりません。
- (イ) 「予防給付」の訪問介護・通所介護について、「新総合事業」の「介護予防・生活支援サービス事業」の訪問型サービス・通所型サービスへと移行します。
- (ウ) 「介護予防・生活支援サービス事業」は、要支援者（要支援1・2）に加え、チェックリストによる事業対象者もサービスを利用できるようになります。
※利用者の状態を把握し、簡便にサービスにつなぐために実施する質問・評価。
- (エ) 介護予防事業の「二次予防事業」及び「一次予防事業」が再編され、「新総合事業」へと移行します。



(2) 提供体制

(ア) 「新総合事業」の「介護予防・生活支援サービス事業」における訪問型サービスと通所型サービスでは、指定を受けた事業所が行う「①現行相当のサービス」に加え、「②緩和した基準によるサービス」、「③住民主体によるサービス」、「④短期集中予防サービス」など提供が可能になります。

(イ) 設備・運営の基準や報酬は市が定めます。



浜松市の新総合事業

1 浜松市の新総合事業の訪問型サービス

現在の予防給付の訪問介護から移行した「①現行相当のサービス」に加え、「②緩和した基準によるサービス」、「③住民主体によるサービス」の新設により、利用者のサービス選択の幅を広げていきます。

| 区分 | ①現行相当のサービス | ②緩和した基準によるサービス | ③住民主体によるサービス |
|----------|--------------------------------|----------------|---------------|
| 1 サービス内容 | 生活援助(掃除・洗濯など) 身体介護(食事・入浴など) | 生活援助(掃除・洗濯など) | 生活援助(掃除・洗濯など) |
| 2 実施方法 | 事業者指定 | 事業者指定 | 補助 |
| 提供主体 | 訪問介護事業所 | 訪問介護事業所 | 地区社協、NPO など |
| 提供者 | 介護福祉士等 | 法人が行う研修修了者 | ボランティア |
| 3 報酬 | 現行の介護予防訪問介護と同額 | 「①現行相当」の8割 | 「②緩和した基準」以下 |

※「緩和した基準によるサービス」は生活援助に限定されるため、訪問介護員(介護福祉士・介護職員初任者研修修了者)の資格要件を緩和し、法人が行う研修修了者によるサービス提供を可能にします。研修は、市が定める内容に沿った研修を事業者が実施することを予定しています。

2 浜松市の新総合事業の通所型サービス

現在の予防給付の通所介護から移行した「①現行相当のサービス」に加え、「②緩和した基準によるサービス」、「③住民主体によるサービス」、「④短期集中予防サービス」により、利用者のサービス選択の幅を広げていきます。

| 区分 | ①現行相当のサービス | ②緩和した基準によるサービス | ③住民主体によるサービス | ④短期集中予防サービス |
|----------|--|------------------------------|--|----------------------------|
| 1 サービス内容 | ○入浴・移動・食事等の介助 ○運動、レクリエーション ○専門職による機能訓練 | ○移動移乗・食事等の介助 ○運動、レクリエーション | ○コミュニティサロンにおけるレクリエーション ○交流、運動の場の提供等 | ○生活機能を改善するための運動器の機能向上プログラム |
| 2 実施方法 | 事業者指定 | 委託 ¹ | 補助 | 委託 ² |
| 提供主体 | 通所介護事業所 | 受託事業所 | 地区社協、NPO など | 医療機関、フィットネスクラブなど |
| 提供者 | 介護職員、看護師など | 介護職員 | ボランティア | 理学療法士、運動実践指導士など |
| 3 報酬 | 現行の介護予防通所介護と同額 | 「①現行相当」の9割 | 「②緩和した基準」以下 | 委託契約による |

1 現在の二次予防事業で虚弱な高齢者を対象として実施している「元気はつらつ教室」を、現在の利用者に影響がないよう「②緩和した基準によるサービス」へ移行し、現行どおり委託により実施します。

2 現在の二次予防事業で実施している「運動器機能向上トレーニング」を、「④短期集中予防サービス」へ移行し、委託により実施します。

3 浜松市の介護予防ケアマネジメント

- (ア) 新総合事業の訪問型サービス及び通所型サービスの利用に際し、サービスが包括的かつ効率的に提供されるよう、地域包括支援センター等が専門的視点からアセスメント、プラン作成等のケアマネジメント業務を行います。
- (イ) ケアマネジメントは利用するサービスの種類により、A・B・Cの3種類に分類されており、報酬はサービス担当者会議の有無や、モニタリング頻度により異なります。
- (ウ) 「訪問看護」や「福祉用具貸与」などの介護予防サービスを併せて利用する場合は、これまでどおり介護予防支援によるケアマネジメントが行われます。

| 区分 | 介護予防ケアマネジメントA | 介護予防ケアマネジメントB | 介護予防ケアマネジメントC |
|--------|---------------|-----------------------------------|--------------------------------|
| 利用サービス | 現行相当のサービス | 緩和した基準によるサービス 短期集中予防サービス | 住民主体によるサービス |
| 内容 | 現行の介護予防支援と同様 | 現行の介護予防支援を簡素化 (サービス担当者会議の省略など) | 現行の介護予防支援を簡素化 (モニタリングの省略など) |
| 報酬 | 現行の介護予防支援と同額 | 現行の介護予防支援の5割 | 現行の介護予防支援の5割(利用開始月のみ) |

生活管理指導員派遣事業について

1 緩和した基準による訪問型サービスの事業者指定の申請について

これまで生活管理指導員派遣事業においては、要介護・要支援認定を受けていない方を対象として、身体介助を伴わない生活援助サービスを提供してきましたが、平成 29 年度より新総合事業における「緩和した基準による訪問型サービス」にて同内容のサービスが実施されます。

これにより、当事業を利用してきた利用者の皆様にも、緩和した基準による訪問型サービスを利用することで、これまでと同程度の負担でサービス利用することが可能となります。

また、利用者の中には日常生活上当事業の利用が不可欠な方もおり、これらの方に安定した生活を継続していただくため、当事業の委託を受けていた事業所は可能な限り緩和した基準による訪問型サービスの事業者指定の手続きをお願いいたします。

2 新総合事業等利用の意向確認について

緩和した基準によるサービスを実施するにあたり、平成 29 年 1 月頃より各高齢者相談センターが利用者宅を訪問し、今後のサービス利用に向けた意向確認をします。これにより、介護保険サービスを希望する方と新総合事業のサービスを利用される方それぞれに応じた手続きを進めていきます。

※具体的な流れ

| 月 | 内 容 |
|-----------------------|--|
| 1 2 | <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">高齢者福祉課</div> 利用者に制度改正について説明文書発送 |
| 1 ・ 2 ・ 3 | <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">高齢者相談センター</div> 【意向確認】 A：介護予防サービスの利用を希望 → <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新規申請</div> (注意) H29.3 末までに介護認定結果の通知が得られるよう、1 月中に申請を行う (※) B：新総合事業のサービスのみ希望 ・基本チェックリストの実施 ・介護予防サービス支援計画書の作成 ・サービス事業所に介護予防サービス計画書を交付 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px; margin-top: 10px;">緩和した基準による訪問型サービスの提供予定事業所</div> 緩和した基準による訪問型サービスの事業所指定のための手続 |
| 4 | 新総合事業開始 |

※介護保険サービスの申請をした利用者がいた場合には介護保険の申請日を含む月は当事業の委託料として請求してください。3 月 31 日になっても認定結果の通知が得られていない方がいれば当課へ連絡をお願いします。(高齢者福祉課長寿政策グループ TEL：457-2790)

指定基準及び報酬基準について

1 訪問型サービス指定基準について（案）

| サービス名 (種別) | 介護予防訪問サービス (現行相当の訪問型サービス) | 生活支援訪問サービス (緩和した基準による訪問型サービス) |
|---------------|--|---|
| サービス 内容 | 生活援助（掃除・洗濯など） 身体介護（食事・入浴など） | 生活援助（掃除・洗濯など） |
| 人員 | <ul style="list-style-type: none"> ◆管理者：常勤専従1以上 ◆訪問介護員等：常勤換算2.5以上 【資格要件】 介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者 ◆サービス提供責任者：常勤訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 【資格要件】 介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等業務に従事した介護職員初任者研修等修了者 | <ul style="list-style-type: none"> ◆管理者：専従1以上 訪問サービス従業者：必要数 【資格要件】 介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、一定の研修修了者 ◆訪問サービス責任者：訪問サービス従業者のうち必要数 【資格要件】 訪問サービス従業者と同じ |
| 設備 | <ul style="list-style-type: none"> ◆事業の運営に必要な広さを有する専用区画 ◆必要な設備、備品 | 左記に同じ |
| 運営 | <ul style="list-style-type: none"> ◆個別サービス計画作成 ◆運営規程等の説明、同意 ◆提供拒否の禁止 ◆訪問介護員等の清潔保持、健康状態の管理 ◆秘密保持等 ◆事故発生時の対応 ◆廃止、休止の届出と便宜の提供等 | 左記に同じ |

2 訪問型サービス従業者の研修について（案）

緩和した基準による訪問サービス従業者は、介護福祉士、介護職員初任者研修修了者等（平成 25 年 3 月 31 日にホームヘルパー 1・2 級又は介護職員基礎研修を終了している者を含む。以下同じ）又は一定研修の修了者としています。

研修につきましては、市が最低限必要な内容を示しますので、事業者自身で研修を行う、又は他の事業者等が行なう研修を受講させる、のいずれかの方法で実施をしてください。

なお、研修を実施した場合には、すみやかにその旨を市へ報告してください。

研修内容

| | |
|---------|--|
| 実施主体 | 浜松市の指定を受けた又は受けようとする生活支援訪問サービス事業者 |
| 実施方法 | 市が定める内容に沿った研修を事業者が行う、又は他の事業者が行なう研修を受講させる、のいずれかの方法で実施 |
| 対象者 | 浜松市の指定を受けた生活支援訪問サービス事業所（緩和した基準）で訪問サービス従業者として従事する者又は従事することが予定されている者（介護福祉士、介護職員初任者研修修了者でない者） |
| 研修の講師 | 講習：介護支援専門員又は介護福祉士の資格を有する者 実習：実務経験のある訪問介護員 |
| 研修内容 | 講習（12時間～18時間（6時間／日）程度の内容とする。） <ul style="list-style-type: none"> ・介護概論、介護保険制度 ・尊厳の保持と自立支援、高齢者虐待防止 ・高齢者の特徴と対応（高齢者や家族の心理） ・高齢者の病気の知識（老化、認知症、障害等） ・介護技術（生活援助の基礎知識、快適な住環境に関する基礎知識） ・介護記録、事故報告書、ヒアリハット等の記入方法と報告 ・コミュニケーションの手法、訪問マナー ・緊急時 事故発生時対応 ・安全の確保とリスクマネジメント（事故予防、安全対策、衛生管理、感染対策） ・介護従業者の倫理、秘密保持 実習（12時間～18時間（6時間／日）程度の内容とする。） <ul style="list-style-type: none"> ・生活援助（掃除、洗濯、ベットメイク、調理、配下膳、買い物）の実技演習 ・訪問サービス実習 |
| 注意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・上記の研修内容を目安に専門家監修の介護職員初任者研修テキスト等により効果的な研修を行うこと。 ・他の生活支援訪問サービス事業所の訪問サービス従業者として勤務していた者を採用した場合には、経験年数等を考慮し、必要な内容の研修を実施すること。（一部を省略しても差し支えない。） |
| 研修の実施報告 | 市が定めた内容の研修が適切に行われているかを確認するため、研修実施毎に報告をすること。（参考様式を参照） |

(案)

(参考様式)

平成年月日

(あて先) 浜松市長

住所 (所在地)

〒

氏名 (名称及び代表者氏名)

印

(代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。)

浜松市生活支援訪問サービス (緩和した基準)

訪問サービス従業者 研修実施報告書

浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱第48条第1項に規定する生活支援訪問サービスの従業者の研修を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 研修日時

平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日

2 研修内容

(1) 講習

- 介護概論、介護保険制度
- 尊厳の保持と自立支援、高齢者虐待防止
- 高齢者の特徴と対応 (高齢者や家族の心理)
- 高齢者の病気の知識 (老化、認知症、障害等)
- 介護技術 (生活援助の基礎知識、快適な住環境に関する基礎知識)
- 介護記録、事故報告書、ヒアリハット等の記入方法と報告
- コミュニケーションの手法、訪問マナー
- 緊急時 事故発生時対応
- 安全の確保とリスクマネジメント (事故予防、安全対策、衛生管理、感染対策)
- 介護従業者の倫理、秘密保持
- その他 ()

(2) 実習

- 家事 (調理、洗濯、掃除等) の訓練実習
- 訪問サービス実習

3 受講者

| 事業所名 | 氏名 | 生年月日 | 採用日 | 研修時間 |
|------|----|------|-----|-------------|
| | | | | 講習●時間、実習●時間 |
| | | | | |
| | | | | |

備考欄

備考欄には、他の事業者が行なう研修を受講させる場合に研修形態や経験者を採用した場合における研修内容を記載すること。
 (例: ●●法人の●●事業所の実施する研修を受講、●●事業所で訪問サービス従業者として勤務していた経験があるため、基礎知識に関する講習及び実習を省略した。)
 市へ報告書を提出する際には、写しを事業所に保管しておくこと。

3 訪問型サービスの報酬について (案)

| サービス名 (種別) | 介護予防訪問サービス (現行相当の訪問型サービス) | 生活支援訪問サービス (緩和した基準による訪問型サービス) |
|---------------|--|---|
| 基本報酬 | <p>【月額報酬】</p> <p>介護予防訪問サービス費 (Ⅰ) (週に1回程度) 1,168 単位</p> <p>介護予防訪問サービス費 (Ⅱ) (週に2回程度) 2,335 単位</p> <p>介護予防訪問サービス費 (Ⅲ) (週に2回程度超) 3,704 単位</p> | <p>【月額報酬】 (現行相当の8割)</p> <p>生活支援訪問サービス費 (Ⅰ) (週に1回程度) ●●●単位</p> <p>生活支援訪問サービス費 (Ⅱ) (週に2回程度) , ●●●単位</p> <p>生活支援訪問サービス費 (Ⅲ) (週に2回程度超) , 単位</p> |
| 加算 減算 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一建物減算 90/100 に相当する単位数 ・ サービス提供責任者体制減算 70/100 に相当する単位数 ・ 特別地域介護加算 15/100 に相当する単位数を加算 ・ 中山間地域等小規模事業所加算 10/100 に相当する単位数を加算 ・ 中山間地域等に居住する居住する者への サービス提供加算 5/100 に相当する単位数を加算 ・ 初回加算 200 単位 ・ 生活機能向上連携加算 100 単位 ・ 介護職員処遇改善加算 それぞれの区分に応じた単位数を加算 | 検討中 |

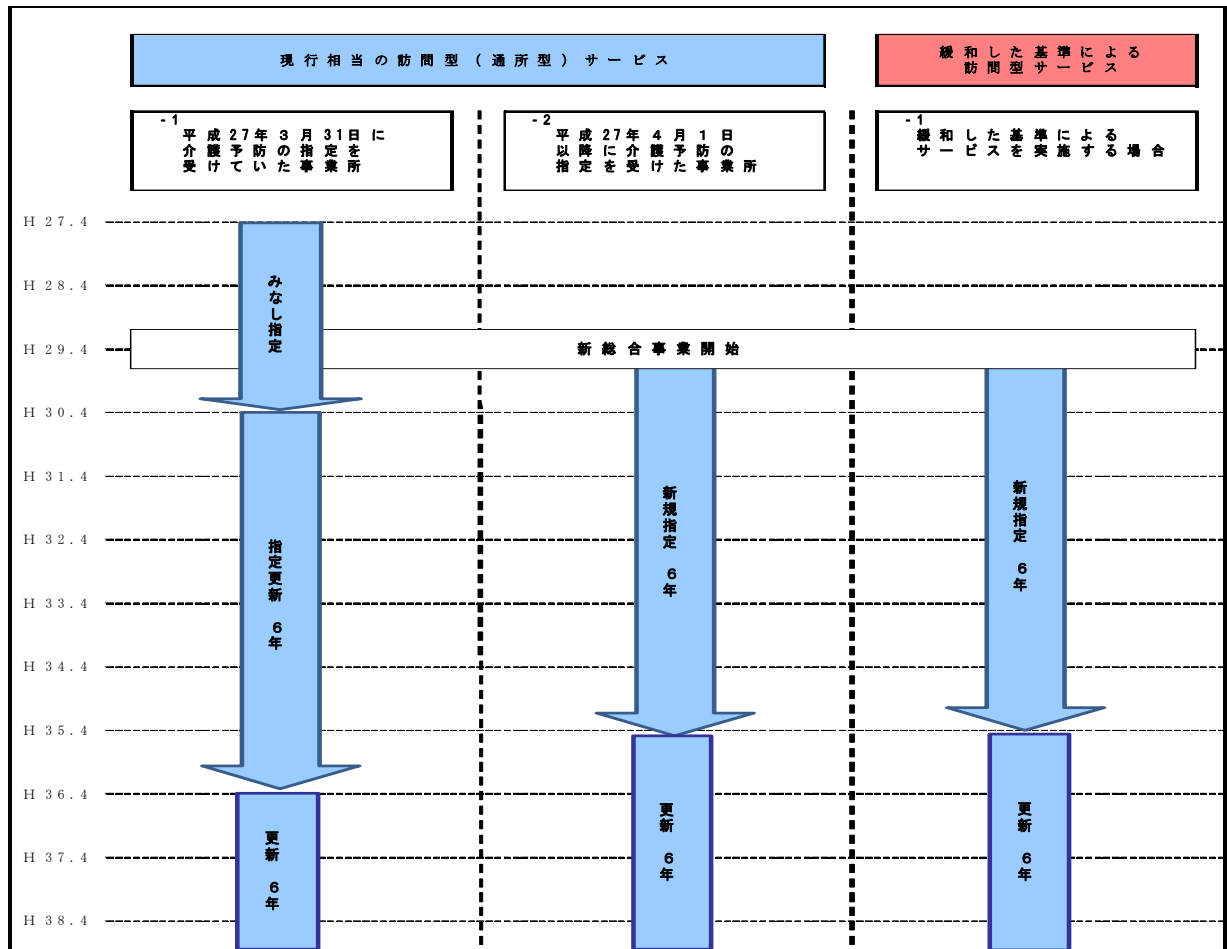
※介護予防訪問サービス (現行相当のサービス) と生活支援訪問サービス (緩和した基準による訪問型サービス) を併用する場合には、回数当たりの単位数で算定します。

【 メ モ 】

指定手続きについて

1 訪問型（通所型）サービスの事業者指定について

- (ア) 指定事業者により提供されるサービス（現行相当の訪問型サービス・緩和した基準による訪問型サービス、現行相当の通所型サービス）については、保険者（市）から事業者指定を受ける必要があります。
- (イ) 訪問型サービスは、同一事業所において「現行相当のサービス」と「緩和基準によるサービス」の双方のサービス提供が可能ですが、サービス毎に事業者指定を受ける必要があります。



現行相当の訪問型（通所型）サービス

①-1

「平成 27 年 3 月 31 日に介護予防訪問介護（介護予防通所介護）の指定を受けていた事業所」は、介護保険法により、現行相当の訪問型（通所型）サービスの指定を受けているものとみなされている（みなし指定）ため、新たに指定を受けるための手続きは不要です。（みなし指定の有効期間は平成 30 年 3 月 31 日まで）

①-2

「平成 27 年 4 月 1 日以降に介護予防訪問介護（介護予防通所介護）の指定を受けた事業所」（P11 を参照）については、みなし指定の対象となっていないため、新たに指定を受けるための手続きが必要です。2月上旬から指定申請の受付を開始する予定です。（P18 参照）市担当者との調整のうえ、手続きをお願いします。

緩和した基準による訪問型サービス

②-1

緩和した基準による訪問型サービスを実施する場合は、当該サービスを提供する事業所において新たに指定を受けるための手続きが必要です。1月下旬に個別相談会を予定しています。（P18 参照）その後、市担当者との調整のうえ、手続きをお願いいたします。

2 現行相当の訪問型サービスのみなし指定を受けていない事業所について

| | 事業所番号 | 法人名 | 事業所名 | 市担当者 |
|----|------------|------------------|-----------------------|---|
| 1 | 2277202012 | (株) トラストサークル | ホームケアまどか | 介護保険課 指導第1グループ 村上 457-2875 |
| 2 | 2277203994 | アースサポート (株) | アースサポート浜松中央 | |
| 3 | 2277204216 | (有) ロータスライフ | さくら・介護ステーション 浜松高台 | |
| 4 | 2277203788 | (株) トリニティ | ポラリス訪問介護事業所 | |
| 5 | 2277201089 | (株) ほこや | 中央ヘルパーステーション えがおの樹 | |
| 6 | 2277204521 | (株) T.S.I | ケアステーションあんじえず 浜松中沢 | |
| 7 | 2277204000 | (株) crewjin club | ヘルパーステーション ゆめとびら | 介護保険課 指導第1グループ 種茂 457-2875 |
| 8 | 2277204430 | (株) 佐鳴湖ライフケア | 佐鳴湖畔ヘルパー ステーション | |
| 9 | 2277204380 | (株) 小林鉄工所 | ヘルパーステーション てとて | |
| 10 | 2277204059 | (株) いにしへの里大瀬 | クレセント和合 訪問介護事業所 | |
| 11 | 2277204125 | (同) ねこのしっぽ | 訪問介護事業所 ねこのしっぽ | |
| 12 | 2277204554 | ゴールドエイジ (株) | ゴールドエイジ 浜松営業所 | |
| 13 | 2277203937 | セビアン (資) | なでしこケア倶楽部 | 介護保険課 指導第1グループ 久保 457-2875 |
| 14 | 2277203853 | 伊藤コネクト (株) | 訪問介護紗羅 | |
| 15 | 2278100231 | (福) 松風 | 訪問介護事業所 みずうみ | |
| 16 | 2277203960 | (株) エイドネットワーク | こころね浜北 | |
| 17 | 2277203986 | (同) 協林サービス | ライフアシスタント | |

3 他市町村の被保険者及び住所地特例対象者へのサービス提供について

(1) 浜松市以外の市町村の被保険者（住所地特例対象者を除く。）へのサービス提供について

浜松市以外の市町村の被保険者（住所地特例対象者を除く。）が、浜松市内の訪問型（通所型）サービスの事業所を利用するためには、当該事業所が、当該被保険者に係る他の市町村の指定を受けている必要があります。

ただし、平成 27 年 3 月 31 日に介護予防訪問介護（通所介護）の指定を受けていた事業所は、全国の市町村の指定を受けているものとみなされているため（みなし指定）、その有効期限である平成 30 年 3 月 31 日までは他市町村の被保険者に対してもサービス提供をすることができます。

なお、平成 30 年 4 月 1 日以降も他市町村の被保険者（住所地特例対象者を除く。）へサービス提供を行う場合には、浜松市の指定のほか、当該被保険者に係る他の市町村の指定を受ける必要があります。

また、みなし指定の対象となっていない事業所が、他市町村の被保険者へ訪問型(通所型)サービスの提供を行う場合には、浜松市の指定のほか、当該被保険者に係る他の市町村の指定を受ける必要があります。

他市町村の指定を受けようとする場合には、当該他市町村へお問い合わせください。

(2) 住所地特例対象者へのサービス提供について

訪問型（通所型）サービスは、住所地特例対象者がより円滑にサービスを受けることができるよう、住所地特例対象者が居住する施設が所在する市町村がサービス提供を行います。

例えば、浜松市内の有料老人ホームに居住する住所地特例対象者である磐田市の被保険者に対しては、浜松市がサービス提供を行います。

【 メ モ 】

4 指定申請書類チェックリスト（案）

指定申請書類チェックリスト〈訪問介護・介護予防訪問サービス（現行相当の訪問型サービス）〉（案）

申請者名： _____

担当者氏名 _____

事業所名： _____

連絡先TEL _____

申請書類の漏れがないように備考欄をよく読み、各項目について確認欄の事業者の列にチェックを入れ、申請書類とともに提出してください。

| | 項 目 | 新規 | 更新 | 確認欄 | | 備 考 |
|----|--------------------------|----|----|-------------|--------|--|
| | | | | 事 業 者 | 受 付 | |
| 1 | 申請書 | | | | | 新規（訪問介護）… 第1号様式 〃（介護予防訪問サービス）…第1号様式 更新（訪問介護）… 第2号様式 〃（介護予防訪問サービス）…第2号様式 |
| | 付表 | | | | | 付表1 付表A-1 |
| | 定款、寄附行為等 | | / | | | ※申請者の原本証明 ※当該事業を実施する旨の記載があるか |
| | 登記事項証明書（全部事項証明書） | | / | | | ※法務局登記印の原本（発行後3ヶ月以内のもの） ※定款等の内容と一致しているか |
| | 事業所の平面図 | | / | | | （参考様式1） ※各区分の用途、面積を明示すること ※併設事業所との共用設備がある場合には、色分けにより共用部分を明示すること ・事業所の外観及び内部の様子が分かる写真を添付 |
| | 管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴を証する書類 | | | | | （参考様式4） ・資格証の写しを添付 |
| | サービス提供責任者の従事証明書 | | | | | （参考様式8-1） ※サービス提供責任者が2級ヘルパーの場合のみ必要 |
| 8 | 運営規程 | | | | | ※以下の内容が具体的に分かりやすく記載されているか |
| | | | | | | ①事業の目的及び運営の方針 |
| | | | | | | ②従業者の職種、員数及び職務の内容 |
| | | | | | | ③営業日及び営業時間 指定訪問介護、指定介護予防訪問サービスの内容 |
| | | | | | | ④利用料その他の費用の額 |
| | | | | | | ⑤通常の事業の実施地域 |
| | | | | | | ⑦緊急時等における対応方法 |
| | | | | | | ⑧その他運営に関する重要事項 |
| 9 | 利用契約書 | | / | | | |
| 10 | 重要事項説明書 | | / | | | |
| | 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 | | | | | （参考様式5） ・苦情内容の記録様式を添付 ※以下の内容が具体的に分かりやすく記載されているか ①利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）及び担当者 ②円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理の体制及び手順 ③その他参考事項 |
| | 事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態 | | | | | （参考様式6-1） ※以下の内容が具体的に分かりやすく記載されているか ①管理者及び従業者全員の毎日の勤務時間（新規…事業開始予定日から4週間分）（更新…申請書記入日の前月分） ②職種別に区分して記載 ③従業者の勤務時間、始業時間及び終業時間 ④従業者の常勤・非常勤の別 ⑤従業者の専従・兼務の別 |
| | 従業者の雇用契約書等の写し | | | | | ※事業所と雇用関係にあることを証するもの |
| | 従業者の資格証の写し | | | | | ※原本証明は不要 |

| | 項 目 | 新規 | 更新 | 確認欄 | | 備 考 |
|----|------------------------------|----|----|---------|--------|---|
| | | | | 事業 者 | 受 付 | |
| | 事業に係る資産の状況を証する書類 | | | | | ・直近の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等） ・事業計画表及び収支予算書（更新時は不要） ・損害賠償保険証書の写し |
| 16 | 居宅介護サービス費（第一号事業支給費）の請求に関する事項 | | | | | ・介護給付費（第一号事業支給費）算定に係る体制等に関する届出書 ・介護給付費（第一号事業支給費）算定に係る体制等状況一覧表 ・その他必要な添付書類（更新時は不要） |
| 17 | 欠格要件に該当しないことを誓約する書面 | | | | | 居宅サービス ...（参考様式 9-1） 第 1 号事業（新総合事業） ...（参考様式 9- ） |
| | 役員の氏名、生年月日及び住所を証する書類 | | | | | （参考様式 10） |
| | 組織体制図 | | | | | ※事業所内の組織体制 （当該事業以外に実施している事業がある場合は、法人全体の組織体制） ※従業者名を記載する等により、兼務関係が分かるようにすること |
| | 個人情報使用についての同意書 | | / | | | |
| 21 | 人員基準チェックリスト | / | | | | ※必要事項を記入すること |
| 22 | 手数料（浜松市収入証紙） | | | | | ※証紙貼付用紙へ浜松市収入証紙を貼付 【居宅サービス】 【第 1 号事業（現行相当）】 新規 ... 20,000 円 新規 ... 15,000 円 更新 ... 10,000 円 更新 ... 8,000 円 |
| 23 | その他 | | | | | |

備 考

「No.」欄について

番号の欄に○がついているものについては、訪問介護と介護予防訪問サービス（現行相当の訪問型サービス）を同時に申請する場合、サービス内容が同じ場合は、介護予防訪問サービス（現行相当の訪問型サービス）の申請書への添付を省略することができる。

「新規」、「更新」欄について

必ず添付が必要な書類
該当すれば添付が必要な書類
/ 添付を必要としない書類

指定申請書類チェックリスト〈生活支援訪問サービス（緩和した基準の訪問型サービス）〉（案）

申請者名： _____

担当者氏名 _____

事業所名： _____

連絡先TEL _____

申請書類の漏れがないように備考欄をよく読み、各項目について確認欄の事業者の列にチェックを入れ、申請書類とともに提出してください。

| No. | 項目 | 新規 | 更新 | 確認欄 | | 備考 |
|----------------|--------------------------|----|----|-----|----|--|
| | | | | 事業者 | 受付 | |
| 1 | 申請書 | | | | | 新規（生活支援訪問サービス）…第1号様式 更新（生活支援訪問サービス）…第2号様式 |
| 2 | 付表 | | | | | 付表A-2 |
| 3 | 定款、寄附行為等 | | / | | | ※申請者の原本証明 ※当該事業を実施する旨の記載があるか |
| 4 | 登記事項証明書（全部事項証明書） | | / | | | ※法務局登記印の原本（発行後3ヶ月以内のもの） ※定款等の内容と一致しているか |
| | 事業所の平面図 | | / | | | （参考様式1） ※各区分の用途、面積を明示すること ※併設事業所との共用設備がある場合には、色分けにより共用部分を明示すること ・事業所の外観及び内部の様子が分かる写真を添付 |
| 6 | 管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴を証する書類 | | | | | （参考様式4） ・資格証の写しを添付 |
| 7 | 運営規程 | | | | | ※以下の内容が具体的に分かりやすく記載されているか |
| | | | | | | ①事業の目的及び運営の方針 |
| | | | | | | ②従業者の職種、員数及び職務の内容 |
| | | | | | | ③営業日及び営業時間 |
| | | | | | | ④指定生活支援訪問サービスの内容 |
| | | | | | | ⑤利用料その他の費用の額 |
| | | | | | | ⑥通常の事業の実施地域 |
| | | | | | | ⑦緊急時等における対応方法 |
| ⑧その他運営に関する重要事項 | | | | | | |
| 8 | 利用契約書 | | / | | | |
| 9 | 重要事項説明書 | | / | | | |
| | 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 | | | | | （参考様式5） ・苦情内容の記録様式を添付 ※以下の内容が具体的に分かりやすく記載されているか |
| | | | | | | ①利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）及び担当者 |
| | | | | | | ②円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理の体制及び手順 |
| ③その他参考事項 | | | | | | |
| 11 | 事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態 | | | | | （参考様式6-1） ※以下の内容が具体的に分かりやすく記載されているか |
| | | | | | | ①管理者及び従業者全員の毎日の勤務時間（新規…事業開始予定日から4週間分）（更新…申請書記入日の前月分） |
| | | | | | | ②職種別に区分して記載 |
| | | | | | | ③従業者の勤務時間、始業時間及び終業時間 |
| | | | | | | ④従業者の常勤・非常勤の別 |
| ⑤従業者の専従・兼務の別 | | | | | | |
| 12 | 従業者の雇用契約書等の写し | | | | | ※事業所と雇用関係にあることを証するもの |
| 13 | 従業者の資格証の写し | | | | | ※原本証明は不要 一定研修修了者である場合は研修実施報告書の写し |
| | 事業に係る資産の状況を証する書類 | | | | | ・直近の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等） ・事業計画表及び収支予算書（更新時は不要） ・損害賠償保険証書の写し |
| 15 | 第一号事業支給費の請求に関する事項 | | | | | ・第一号事業支給費算定に係る体制等に関する届出書 ・第一号事業支給費算定に係る体制等状況一覧表 ・その他必要な添付書類（更新時は不要） |

| | 項 目 | 新規 | 更新 | 確認欄 | | 備 考 |
|----|--------------------------|----|----|-------------|--------|---|
| | | | | 事 業 者 | 受 付 | |
| 16 | 欠格要件に該当しないことを誓約する 書面 | | | | | 第一号事業（新総合事業）…（参考様式 9-●） |
| | 役員の氏名、生年月日及び住所を証する 書類 | | | | | （参考様式 10） |
| 18 | 組織体制図 | | | | | ※事業所内の組織体制 （当該事業以外に実施している事業がある場合は、法人 全体の組織体制） ※従業者名を記載する等により、兼務関係が分かるように すること |
| | 個人情報使用についての同意書 | | / | | | |
| 20 | 人員基準チェックリスト | / | | | | ※必要事項を記入すること |
| 21 | 手数料（浜松市収入証紙） | | | | | ※証紙貼付用紙へ <u>浜松市収入証紙</u> を貼付 新規 ... 8,000 円 更新 ... 4,000 円 |
| 22 | その他 | | | | | |

備 考

「No.」欄について

番号の欄に○がついているものについては、介護予防訪問サービス（現行相当の訪問型サービス）の指定を受けている場合は、当該申請書への添付を省略することができる。

番号の欄に△がついているものについては、介護予防訪問サービス（現行相当の訪問型サービス）を同時に申請する場合、生活支援訪問サービス（緩和した基準による訪問型サービス）の申請書への添付を省略することができる。

「新規」、「更新」欄について

必ず添付が必要な書類
該当すれば添付が必要な書類
/ 添付を必要としない書類

5 事業者指定のスケジュールについて

(1) みなし指定の対象となっていない事業所の現行相当の訪問型サービス

平成 29 年 2 月上旬～3 月上旬 市担当者と調整のうえ、指定申請 (※)

平成 29 年 4 月 1 日予定 事業者指定

指定申請は任意ですが、事業者指定を受けないと現行相当の指定訪問型サービスの提供ができなくなります。3 月中旬以降に申請を受付けたものについては、申請日から概ね 1 ヶ月程度で指定を行います。

市担当者と調整や申請手続きを行う際は、事前に電話連絡をお願いします。

(2) 緩和した基準による訪問型サービス

平成 29 年 1 月下旬 緩和した基準による事業者指定 個別相談会 (※1)
(市役所、浜北区役所、西区役所)

平成 29 年 2 月上旬～ 市担当者と調整のうえ、指定申請 (※2)

平成 29 年 4 月 1 日～ 事業者指定

※1 個別相談会の詳細については、別途通知します。

※2 3 月上旬までに申請を受付けたものについては、4 月 1 日指定を予定しています。なお、3 月中旬以降に申請を受付けたものについては、申請日から概ね 1 ヶ月程度で指定を行います。

緩和した基準による訪問型サービス 事業者指定 市担当者

| | |
|----------------|---|
| 中区の事業者 | 介護保険課 指導第 1 グループ 村上 電話 4 5 7 - 2 8 7 5 |
| 東区、浜北区、天竜区の事業所 | 介護保険課 指導第 1 グループ 種茂 電話 4 5 7 - 2 8 7 5 |
| 西区、北区、南区の事業所 | 介護保険課 指導第 1 グループ 久保 電話 4 5 7 - 2 8 7 5 |

市担当者と調整や申請手続きを行う際は、事前に電話連絡をお願いします。

その他

1 定款の変更について

新総合事業の事業を実施するに際し、定款の変更が必要となる場合があります。訪問型（通所型）サービス（第一号事業）の実施に伴う定款への追記については、下記を参考に行ってください。定款変更の具体的な手続き等については、各所管庁へご確認ください。

なお、定款（介護サービス事業に関するもの）を変更した場合は、市介護保険課への届出が必要になりますが、新総合事業への移行に伴う定款変更については届出の対象外といたします。

(1) 社会福祉法人

| サービス種別 | 記載例 | 根拠法令 |
|------------------|---|---|
| 1 現行相当の訪問型サービス | 第二種社会福祉事業 老人居宅介護等事業の経営 | ・社会福祉法第2条 ・老人福祉法第5条の2第2項 |
| 2 現行相当の通所型サービス | 第二種社会福祉事業 老人デイサービスセンターの経営 | ・社会福祉法第2条 ・老人福祉法第20条の2の2 |
| 3 緩和した基準の訪問型サービス | 公益を目的とする事業 介護保険法に基づく(緩和した基準による) 第一号訪問事業 | ・介護保険法第115条の45第1項第1号 ・介護保険法施行規則第140条の63の6第2号 |
| 4 緩和した基準の通所型サービス | 公益を目的とする事業 介護保険法に基づく(緩和した基準による) 第一号通所事業 | |
| 3・4をまとめて記入する場合 | 公益を目的とする事業 介護保険法に基づく(緩和した基準による) 第一号事業 | ・介護保険法第115条の45第1項第1号 ・介護保険法施行規則第140条の63の6第2号 |

現行相当のサービスのみを実施する場合、定款の変更は不要です。

「緩和した基準による訪問型サービス」の事業の規模が小さく、「訪問介護」や「現行相当の訪問型サービス」の事業と一体的に行われる場合には、「緩和した基準による訪問型サービス」の記載を省略することができます。

「緩和した基準による通所型サービス」の事業の規模が小さく、「通所介護」や「現行相当の通所型サービス」の事業と一体的に行われる場合には、「緩和した基準による訪問型サービス」の記載を省略することができます。

※ () 書きについては、省略することも可能です。

(2) 医療法人、営利法人等

| サービス種別 | 記載例 | 根拠法令 |
|---------------------------------|--|---|
| 1 現行相当の訪問型サービス | <u>浜松市の指定を受けて行う</u> 介護保険法に基づく (旧介護予防訪問介護相当の) 第一号訪問事業 | ・介護保険法第115条の45第1項第1号 ・介護保険法施行規則第140条の63の6第1号 |
| 2 現行相当の通所型サービス | <u>浜松市の指定を受けて行う</u> 介護保険法に基づく (旧介護予防通所介護相当の) 第一号通所事業 | ・介護保険法第115条の45第1項第1号 ・介護保険法施行規則第140条の63の6第1号 |
| 3 緩和した基準の訪問型サービス | <u>浜松市の指定を受けて行う</u> 介護保険法に基づく (緩和した基準による) 第一号訪問事業 | ・介護保険法第115条の45第1項第1号 ・介護保険法施行規則第140条の63の6第2号 |
| 4 緩和した基準の通所型サービス 【元気はつらつ教室】 | <u>浜松市の委託を受けて行う</u> 介護保険法に基づく (緩和した基準による) 第一号通所事業 | ・介護保険法第115条の45第1項第1号 ・介護保険法施行規則第140条の63の6第2号 |
| 5 短期集中予防サービス 【運動器機能向上トレーニング】 | <u>浜松市の委託を受けて行う</u> 介護保険法に基づく 第一号通所事業 | ・介護保険法第115条の45第1項第1号 |
| 1から5をまとめて記載する場合 | <u>浜松市の指定又は委託を受けて行う</u> 介護保険法に基づく 第一号事業 | ・介護保険法第145条の45第1項第1号 |

() 書きについては、省略することも可能です。

医療法人については、下線部分を記載すること。

2 運営規程、契約書、重要事項説明書について

新総合事業への円滑な移行を図るため、現在使用している運営規程、契約書、重要事項説明書等を見直し、新総合事業に対応していないようであれば、内容の変更や契約の結び直しなど、適宜対応をお願いいたします。

なお、運営規程の内容を変更した場合は、市介護保険課への届出が必要になりますが、新総合事業の移行に伴うサービス種別等の変更（介護予防訪問介護→介護予防訪問サービス）については届出の対象外といたします。

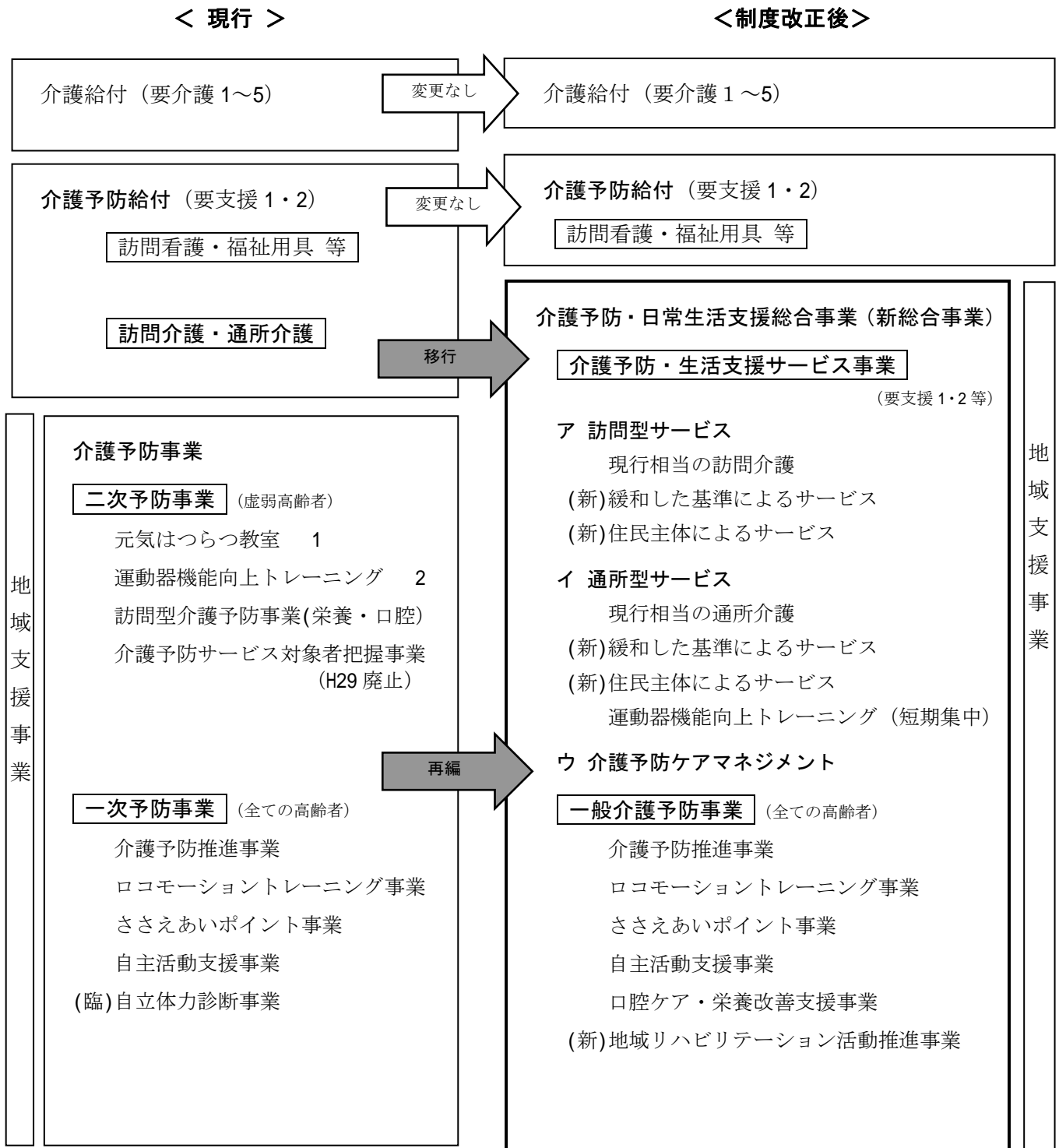
また、緩和した基準によるサービスに関しての運営規程等は後日雛形をお示す予定ですので、参考にしてください。

3 説明会スケジュール

新総合事業への円滑な移行を図るため、新総合事業に係る説明会を以下のように開催いたします。対象事業所には、メールにて開催通知を送らせていただきますので、管理者等の出席をお願いいたします。（必須）

| No | 説明会 | 対象事業所 | 開催日 | 場所 | 内容 |
|----|-------------------------|--|------------------|---------------|--|
| 1 | 通所型サービス（緩和基準） 事業者説明会 | 「元気はつらつ教室」の 委託を受けている事業者 | 11月22日（火） 開催済 | 浜北グリーンアリーナ | ・通所型サービス（委託の概要） ・元気はつらつ教室について |
| 2 | 介護予防ケアマネジメント 事業者説明会 | 全ての 地域包括支援センター 居宅介護支援事業所 | 11月30日（水） 開催済 | 浜北文化センター小ホール | ・介護予防ケアマネジメントについて |
| 3 | 訪問型サービス 事業者説明会 | 全ての 訪問介護事業所 | ① 12月15日（木） | ①市役所北館 101会議室 | ・訪問型サービス（現行相当の概要） ・訪問型サービス（緩和基準の概要） ・事業者指定について ・その他 |
| | | | ② 12月16日（金） | ②浜北区役所 大会議室 | |
| 4 | 新総合事業（請求事務等） 事業者説明会 | 全ての 訪問介護事業所 通所介護事業所 居宅介護支援事業所 地域包括支援センター | 2月17日（金） | 浜北文化センター大ホール | ・新総合事業の概要 ・サービスの内容 ・報酬請求に関する留意事項 ・その他 |

【参考】本市の新総合事業の構成図



1 現行の「元気はつらつ教室」は、「イ通所型サービス (緩和した基準によるサービス)」に移行する。

2 現行の「運動器の機能向上トレーニング」は、「イ通所型サービス (短期集中)」に移行する。